

## 議案第1号

一般職の職員の給与に関する条例及び大網白里市任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例及び大網白里市任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月26日提出

大網白里市長 金坂昌典

一般職の職員の給与に関する条例及び大網白里市任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(大網白里市任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 大網白里市任期付職員の採用等に関する条例(平成20年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 大網白里市任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第4

条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(規則への委任)

2 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。